

居宅介護支援契約書

（以下「利用者」という。）と、白光園指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）とは、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援事業に関し、次の条項により委託契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、事業者が利用者の委託を受けて、介護保険法及び関係法令の趣旨に基づき、利用者に対して提供する指定居宅介護支援等（以下「居宅介護支援」という。）の適正かつ円滑な履行を図ることを目的とします。

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了の日までとする。

2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、この契約は同一の内容で更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、その事業所に属する介護支援専門員に利用者の居宅サービス計画作成に関する業務を担当させるものとし、その選任または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知するものとします。

（身分証の携行）

第4条 事業者は、前条の介護支援専門員に身分証を常に携行させ、初回訪問時または利用者もしくはその家族から求められたときは、これを提示させます。

（居宅サービスの原案の作成）

第5条 事業者は、次の各号に掲げる業務を介護支援専門員に担当させ、居宅サービスの原案を作成させるものとします。

- （1）居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供して、利用者にもサービスの選択を求めること。
- （2）居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者またはその家族に面接して、利用者に対して介護支援を行う上で解決する課題を把握すること。
- （3）利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成すること。
- （4）居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。

(居宅サービスの計画原案作成上の留意点)

第6条 事業者は、介護支援専門員に、次の各号に掲げる事項を留意して、前条の居宅サービス計画の原案を作成させるものとします。

- (1) サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、居宅サービス等の担当者に対する照会等により、自己の作成した居宅サービス計画の原案の内容について、担当から専門的な見地からの意見を聴取する。
- (2) 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めること。
- (3) 居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合には、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービスに係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うこと。

(居宅サービス計画の作成)

第7条 事業者は、介護支援専門員に、前2条に定める事項を行わせた後、利用者の最終的な同意を得た上で、居宅サービス計画を作成させるものとします。

(サービス実施状況の管理)

第8条 事業者は、介護支援専門員に、居宅サービス計画の作成後においても、次の各号に掲げる事項を行わせるものとします。

- (1) 利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うこと。
- (2) 利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うこと。

(施設入所への支援)

第9条 事業者は、介護支援専門員に、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介、その他便宜の提供を行わせるものとします。

(居宅サービス計画の変更)

第10条 利用者が、居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要とした場合は、双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第11条 事業者は、居宅サービス計画作成後、利用者及びその家族並びに居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、これに基づき給付管理票を毎月作成し、山形県国民健康保険団体連合会に提出するものとします。

(要介護認定の申請等に係る援助)

第12条 事業者は、利用者の要介護認定等の申請について、利用者の意見を踏まえ、必要な協力を行います。

2 事業者は、利用者が要介護認定等もしくはその更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう援助します。

3 事業者は、利用者の要介護認定等の更新申請が、遅くとも利用者の要介護認定等の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行います。

4 事業者は、前各号の申請について、利用者が希望する場合、当該申請を代行して行うものとします。

(サービス提供の記録)

第13条 事業者は、居宅介護支援の提供について記録し、これを契約終了後5年間保存します。

2 この契約第15条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約した場合で、かつ利用者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合、その他利用者からの申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

(利用料)

第14条 事業者が提供する居宅介護支援に対する利用料は、契約書別紙に記載されたとおりとします。

2 事業者は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費を次の通り徴収するものとします。

(事業所から、片道おおむね10キロメートル以上の場合 500円)

3 事業者は、前項のサービスの提供にあたって費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとします。

(契約の終了)

第15条 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。ただし、利用者の都合により、解約した場合、事業者は利用者に対して、解約料を請求できるものとします。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 3 事業者は、利用者またはその家族が、事業者や介護支援専門員に対し、この契約を継続し難い背任、ハラスメント行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 介護支援専門員が利用者またはその家族に対し、この契約を継続し難い背任ハラスメント行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 5 次に掲げる事由に該当した場合は、この契約書は終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、自立及び要支援（1・2）と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第16条 事業者及び介護支援専門員その他の従業者は、在職中及び退職後においても、正当な理由もなくその業務上知り得た利用者または家族の秘密を第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。

- 2 事業者は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとします。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第17条 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供に伴って、事故の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(苦情処理)

第18条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する相談、苦情等に迅速かつ適切に対応します。

(法令の遵守)

第19条 事業者は、利用者から委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(公正中立の確保)

第20条 事業者は、利用者から委託された業務を行うにあたっては、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ること及び利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等をするものがないよう、公正中立に行います。

(説明)

第21条 事業者は、利用者から委託された業務を行うにあたっては、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行います。

(裁判管轄)

第22条 利用者及び事業者は、この契約に関して訴訟となる場合は、利用者住所地为管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(協議事項)

第23条 利用者及び事業者は、信義に従い誠実にこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めない事項については、介護保険法令その他の諸法令に定めるところを尊重し、双方が信義に従い誠実に協議して定めるものとします。

以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本契約書2通を作成し、利用者及び事業者は、記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者

事業者	主たる事務所の所在地	〒992-0771			
		山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝108番地			
		電話番号	0238-85-1511	FAX	0238-85-1513
	事業所名	白光園指定居宅介護支援事業所			
	代表者名	社会福祉法人白鷹福祉会 理事長 横 澤 浩 (印)			
指定番号	0672700184号	指定市町村名	白鷹町		

利用者	住所	〒□□□-□□□□			
		白鷹町大字			
		電話番号	- -	FAX	- -
	氏名	(印)			

家族及び代理人	住所	〒□□□-□□□□			
		白鷹町大字			
		電話番号	- -	FAX・携帯	- -
	氏名	(印)			

[契約書別紙]

1. 担当介護支援専門員

氏名		連絡先	白光園指定居宅介護支援事業所 (電話) 0238-85-6666
----	--	-----	-------------------------------------

2. 利用料金

居宅介護支援の介護サービス計画に係る費用（利用料）は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません（無料）。但し、介護サービス計画を受けることについて、保険者（白鷹町・健康福祉課）に届け出ていない場合や、介護保険料滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき下記の金額（状態に応じた加算あり）をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、保険者（白鷹町・健康福祉課）の窓口へ提出すると差額の払戻しを受けることができます。

要介護1・2	10,860円	要介護3・4・5	14,110円
--------	---------	----------	---------

初回加算	3,000円	退院・退所加算	4,500円・6,000円・7,500円・9,000円
特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円(Ⅲ)3,230円	入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円
通院時情報連携加算	500円	入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円

3. 相談、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者または、下記窓口までお申出下さい。

◎サービス相談窓口

電話番号	0238-85-6666
担当部署	白光園指定居宅介護支援事業所
受付時間	午前8時30分～午後5時30分

事業所名	白光園指定居宅介護支援事業所		
	指定番号	0672700184号	指定市町村名
所在地	山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲377番地		
代表者	理事長 横澤 浩		
以上の内容の説明を受け、了承しました。			
令和 年 月 日			
利用者氏名			㊞
家族及び代理人氏名			㊞

居宅介護支援重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援の提供にあたり、厚生省令第38条第4号に基づき、当該事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人白鷹福祉会が開設する事業所が行う事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、利用者に対し適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

- 一 事業者の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者が適切な福祉サービス及び保健医療サービスが利用できるよう居宅サービス計画を作成する。
- 二 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 職員の職種、員数及び職務内容

職 種	員 数	職務内容
管 理 者	1名（兼務）	従業員及び業務の管理を一元的に行う
主任介護支援専門員	1名	居宅サービス計画の作成と、利用者及び家族、事業者等との連絡調整を行う。
介護支援専門員	2名	

3. 営業日及び営業時間

平 日	午前8時30分～午後5時30分
土・日・祝日と12/29～1/3	特別養護老人ホーム白光園と連携
連 絡 先	直通電話番号 85-6666 (24時間対応)
	夜間、不在時等は白光園に転送になります

4. 居宅介護支援の提供方法及び内容

- (1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込書またはその家族に対し運営規定の概要やその他、利用申込み者のサービスの選択に必要な重要事項を記載した文書により説明を行い、利用者申込み者の同意を得るものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
 - 一 居宅サービス計画の作成
 - 二 居宅サービス事業者等の連絡調整

5. 秘密義務

- (1) 事業者及び介護支援専門員その他の従業員は、在職中及び退職後においても正当な理由もなくその業務上知り得た利用者または家族の秘密を第三者に漏らしません。これは、契約終了後も同様とします。
- (2) 前項の規定にこだわらず利用者は、ケアカンファレンス会議及びサービス担当者会議等サービスの質の向上を目的とした検討の場において、事業者が利用者の個人情報を用いることに同意します。

6. 利用料金

- (1) 利用料
契約書別紙のとおり。
- (2) その他の料金
交通費…当事業所の通常の事業実施地域外にお住まいの方で事業所から片道おおむね10キロメートル以上の場合 500円

7. 通常の事業実施地域

通常の事業の実施地域は、白鷹町の区域です。

8. 入院時の連携

入院時には担当ケアマネジャーに連絡すると共に、入院先医療機関に担当ケアマネジャーの氏名をお伝えください。

9. 複数の事業所選択と選定理由

居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

10. 虐待防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 管理者 山口美里

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。

11. サービス内容に関する相談・苦情窓口

当事業者の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて、提供している各サービスについてのご相談・苦情については、次のところで承ります。

窓口担当 白光園指定居宅介護支援事業所

管理者 主任介護支援専門員 山口美里

直通電話番号 0238-85-6666 (24時間対応)

12. 当該事業所の概要

名 称 白光園指定居宅介護支援事業所
 代表者役職・氏名 理事長 横 澤 浩
 所 在 地 〒992-0831
 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲377番地
 直通電話番号 0238-85-6666

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明しました。		
事業者	所在地	〒992-0771 山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝108番地
	事業所名	白光園指定居宅介護支援事業所
	説明者	所属氏名 ㊟

私は、契約書及び書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意致します。			
利用者	住所	〒□□□-□□□□ 白鷹町大字	
	氏名	㊟	
家族及び代理人	住所	〒□□□-□□□□ 白鷹町大字	
	氏名	㊟	続柄

